

平成19年6月26日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社
代表取締役社長 森 本 潔

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成19年6月26日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第61期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第61期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され期末配当は、1株につき金6円50銭と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、定款の定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となったため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更後定款第17条)の新設と議決権の不統一行使の方法を明確化するための議決権の不統一行使(変更後定款第20条)を新設いたしました。

また、「会社法」(平成17年法律第86号)による電子公告の採用と不測の事態に備え予備的公告方法を定める公告方法(変更後定款第4条)の変更、議決権の代理行使(変更後定款第19条)における員数の明確化のための変更および上記の変更による条数の見直しを行いました。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則 (公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都および大阪市に於いて発行する日本経済新聞に掲載する。	第1章 総 則 (公告方法) 第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第3章 株主総会 新 設	第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
(決議の方法) 第17条 (省略)	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第18条 (現行どおり)

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 新 設</p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) (現行どおり)</p>
<p>(議事録) 第19条 (省 略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第20条 (省 略) (取締役の定員) 第21条 (省 略) (取締役の選任方法) 第22条 (省 略) (取締役の解任) 第23条 (省 略) (取締役の任期) 第24条 (省 略) (代表取締役) 第25条 (省 略) (役付取締役) 第26条 (省 略) (報酬等) 第27条 (省 略) (取締役の責任免除) 第28条 (省 略) (取締役会の招集通知) 第29条 (省 略) (取締役会の決議方法) 第30条 (省 略)</p>	<p>(議決権の不統一行使) 第20条 株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとするときは、株主総会の日の3日前までに、当会社に対して議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面をもって通知しなければならない。</p> <p>(議事録) 第21条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第22条 (現行どおり) (取締役の定員) 第23条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第24条 (現行どおり) (取締役の解任) 第25条 (現行どおり) (取締役の任期) 第26条 (現行どおり) (代表取締役) 第27条 (現行どおり) (役付取締役) 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第31条 (現行どおり) (取締役会の決議方法) 第32条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
第31条 (省 略)	第33条 (現行どおり)
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第32条 (省 略)	第34条 (現行どおり)
(取締役会規定)	(取締役会規定)
第33条 (省 略)	第35条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役および監査役会)	(監査役および監査役会)
第34条 (省 略)	第36条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第35条 (省 略)	第37条 (現行どおり)
(選任方法)	(選任方法)
第36条 (省 略)	第38条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第37条 (省 略)	第39条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第38条 (省 略)	第40条 (現行どおり)
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第39条 (省 略)	第41条 (現行どおり)
(監査役会の決議方法)	(監査役会の決議方法)
第40条 (省 略)	第42条 (現行どおり)
(常勤の監査役)	(常勤の監査役)
第41条 (省 略)	第43条 (現行どおり)
(監査役会の議事録)	(監査役会の議事録)
第42条 (省 略)	第44条 (現行どおり)
(監査役会規定)	(監査役会規定)
第43条 (省 略)	第45条 (現行どおり)
(監査役の責任軽減)	(監査役の責任軽減)
第44条 (省 略)	第46条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人の設置)	(会計監査人の設置)
第45条 (省 略)	第47条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第46条 (省 略)	第48条 (現行どおり)
(選任方法)	(選任方法)
第47条 (省 略)	第49条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第48条 (省 略)	第50条 (現行どおり)

変 更 前	変 更 後
(報酬等) 第49条 (省 略) (会計監査人の責任免除) 第50条 (省 略) 第7章 計 算 (事業年度) 第51条 (省 略) (剰余金の配当) 第52条 (省 略) (中間配当金) 第53条 (省 略) (配当金等の除斥期間) 第54条 (省 略)	(報酬等) 第51条 (現行どおり) (会計監査人の責任免除) 第52条 (現行どおり) 第7章 計 算 (事業年度) 第53条 (現行どおり) (剰余金の配当) 第54条 (現行どおり) (中間配当金) 第55条 (現行どおり) (配当金等の除斥期間) 第56条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に森本 潔、滝田英行、飯田紀之、壺田貴弘、岩田 一、黒木公一の6氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役が選任され就任いたしました。

代表取締役社長 森本 潔

第61期の配当金のお支払いについて

本株主総会の決議により、当期の期末配当は1株につき6円50銭と決定いたしましたので、同封の書類をご高覧のうえ下記区分にしたがって郵便局または銀行（取扱期間は、平成19年6月27日から平成19年7月31日まで）でお忘れなくお受取りくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 銀行口座、または郵便貯金口座への振込みをご指定の株主各位につきましては、同封の「配当金計算書」に記載の金額をご指定の銀行口座、または郵便貯金口座へ振込みさせていただきますので、入金をご確認くださいようお願い申し上げます。
2. 銀行預金口座、または郵便貯金口座への振込みをご指定されていない株主各位につきましては、同封の「郵便振替支払通知書」により郵便局の窓口で現金をお受取りになれますほか、預金口座のある銀行の窓口で銀行預金口座へご入金することもできます。

下記書類を同封申し上げます。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 第61期事業レポート | (全株主各位へ) |
| ② 郵便振替支払通知書 | (銀行・郵便局振込みご指定の方を除く) |
| ③ 配当金計算書 | (銀行・郵便局振込みご指定の方) |
| ④ 配当金振込先のご確認について | (銀行・郵便局振込みご指定の方) |

